

商 品 名	たましんリバースモーゲージローン
ご 利 用 いただける方	次の条件をすべて満たす満55歳以上の方（配偶者がいる場合、配偶者の年齢が50歳以上） <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住している方 ・継続して安定した収入が年120万円以上ある方 ・原則、自己名義の一戸建てまたはマンションを所有し、単身または夫婦で居住している方 ・租税の滞納のない方 ・日本国籍を有するまたは永住者もしくは特別永住者である方 ・株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンスの保証が受けられる方
お 使 い み ち	お申込みいただく方またはお申込みいただく方の配偶者が健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ※ただし、事業性資金・有価証券投資資金・その他金融商品（投資信託や保険商品等）を購入する資金は対象外となります。
ご 融 資 限 度 額	500万円以上1億円以内（10万円単位）
ご融資限度額の見直し	当金庫は、保証会社が年1回以上行う保証極度額の見直しを基に、ご融資限度額の見直しを行います。その結果、当金庫はご融資限度額の減額を行う場合がございます。ご融資限度額の減額の結果、ご融資残高がご融資限度額を上回る場合は、ご融資残高とご融資限度額の差額を1年以内に一括または分割でご返済いただきます。
ご 利 用 期 間	原則、終身 ※ご契約いただいている方がお亡くなりになった場合または所定の事項が発生するまでご利用いただけます。詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ■元金返済 元金返済期日（ご契約されている方がお亡くなりになられた日から6ヵ月後の応当日）の一括返済または窓口での随時返済 ■利息返済 毎月15日の約定返済（ご指定の普通預金口座からの自動引落としによりご返済いただきます）
ご 融 資 方 法	当座貸越形式でご融資限度額の範囲で繰り返しお借入れいただけます。 ※お借入には店頭で所定のお手続きが必要となります。
ご 融 資 利 率	基準金利 ^{*1} +1.65%（変動金利 ^{*2} ） ※1 基準金利：信金中央金庫の短期貸出最優遇金利 ※2 基準金利の変動幅に連動して、基準金利の変更日以降に到来する約定返済日からご融資利率を見直します。
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンスの保証をご利用いただきますので保証人は必要ございません。 ・担保物件の所有者は物上保証人になっていただきます。
担 保	保証会社である株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンスがご担保の対象とする土地建物に原則第1順位の根抵当権を設定させていただきます。
保 証 料	保証料はご融資利率に含まれております。
火 災 保 険	<ul style="list-style-type: none"> ・担保に差し入れていただいた不動産が火災保険に加入されているか確認させていただきます。 ・原則、保険金請求権に対して質権の設定はいたしません。
安 否 確 認	原則として年1回、当金庫はご契約いただいている方の安否確認をさせていただきます。

<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しましては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・当金庫のご融資金額が一定額以上の場合には、当金庫に出資していただき会員になっていただく必要がございます。当金庫の営業地区、出資の条件等詳しくはお問い合わせください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。 ・ご契約いただいている方がお亡くなりになられた場合、元金返済期日（ご契約いただいている方がお亡くなりになられた日から6ヵ月後の応当日）までに、ご相続人に元金、利息および損害金をご返済いただきます。ご自宅などの担保不動産の売却によりご返済いただく場合は、売却先の選定等をご相続人に行っていただく必要がございます。その場合、必ず売買契約前に売却予定金額を当金庫にご連絡ください。 ・ご相続人が担保不動産を売却した代金や別途資金等で元金返済期日までに元金等を一括してご返済できないことが明らかとなった場合や、相続人が存在しない場合、または相続人全員が相続放棄をされた場合などは、保証会社が当金庫に対し代位弁済を行います。 ・ご相続人が当金庫を通して保証会社に売却予定時期および売却予定金額を通知し、事前に保証会社の承諾を得た場合は、売却金額がお借入残高に満たなくてもその不足額をご相続人がお支払いいただく必要はございません。
--	---